

神奈川県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者施設等の防災・減災対策及び感染症の予防・まん延防止対策を推進し、利用者の安全・安心を確保するため、高齢者施設等を整備する法人が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象とする事業は、厚生労働省老健局長通知の別紙「地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱」第3により県が作成した防災・減災等事業整備計画に基づいて行われる次に掲げる事業とする。

- (1) 国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業
- (2) 高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業
- (3) 高齢者施設等の水害対策強化事業
- (4) 高齢者施設等の給水設備整備事業
- (5) 高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業
- (6) 高齢者施設等の換気設備整備事業

(補助額の算定方法)

第3条 県が作成した防災・減災等事業整備計画について、別表に定める事業の補助対象施設ごとに、交付基準単価に単位を乗じて得た額を補助基準額とし、補助基準額と補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と総事業費（算出の際は、各高齢者施設等が実施する補助事業の目的物の全てを完成し、引き渡しを完了した日を基準として消費税率を適用）から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。以下同じ。）を控除した額を比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額を補助額とする。ただし、補助基準額及び補助額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請書の提出期日等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、第2条各号に掲げる事業ごとに、神奈川県地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金交付申請書（第1号様式）を、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

2 規則第3条第2項第4号の規定による第1号様式に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 神奈川県地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金交付申請額算出内訳書
（第1号様式－別紙①）
- (2) 事業計画書（第1号様式－別紙②）
- (3) 役員等氏名一覧表（第1号様式－別紙③）

(4) 当該事業に係る収支予算書（見込書）抄本

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が指示した書類

- 3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（暴力団排除）

第 5 条 神奈川県暴力団排除条例第 10 条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団

(3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第 1 号に規定する暴力団員に該当する者があるもの

- 2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報や神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

- 3 知事は、補助事業者が第 1 項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（利益等の排除）

第 6 条 補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社調達又は補助事業者が従う会計基準における関連当事者からの調達がある場合、次のとおり、補助対象経費から利益等相当分の排除を行うものとする。

(1) 補助事業者が以下のア～ウの関係にある関連当事者から調達を受ける場合は、利益等排除の対象とする。

ア 補助事業者自身

イ 100%同一の資本に属するグループ企業

ウ 補助事業者の関係会社（上記イを除く）

(2) 利益等排除の方法

ア 補助事業者の自社調達の場

原価をもって補助対象額とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。

イ 100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

ウ 補助事業者が従う会計基準における関連当事者からの調達の場合（上記イを除く。）

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象額とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（マイナスの場合は0とする。）をもって取引価格から利益相当額の排除を行う。

（交付条件）

第7条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は経費の配分を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更の場合はその限りではない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適化法施行令」という。）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (7) 補助事業を行うために整備工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- (8) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄

付金を除く。

(9) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金の補助金の交付を受けてはならない。

(10) 事業を実施するために必要な調達を行う場合には、原則として一般競争入札によるものとする。

(11) その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(12) 補助事業者が、前各号による条件に違反した場合には、この補助金の全部 又は一部を取り消すことがある。

(変更の承認)

第8条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、事業変更交付申請書(第2号様式)に神奈川県地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金交付申請額算出内訳書(第1号様式-別紙①)、事業計画書(第1号様式-別紙②)及び別に定める様式を添えて、又は事業変更(中止、廃止)承認申請書(第3号様式)に変更内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げのできる期間)

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、事業実施状況報告書(第4号様式)により知事に報告するものとする。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、事業実績報告書(第5号様式)に、次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して15日を経過した日(第7条により事業の中止又は廃止を承認受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して15日を経過した日)又は知事が別に定める日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

(1) 神奈川県地域介護・福祉空間整備等施設整備事業補助金精算調書

(第5号様式-別紙①)

(2) 事業実績報告書(第5号様式-別紙②)

(3) 収支決算書(見込書)抄本又はこれに代わる書類

(4) 前各号に掲げるもののほか、知事が指示した書類

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実

績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額報告書（第6号様式）により、すみやかに遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（書類の整備等）

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

- 2 補助事業者は、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、当該期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

- 3 補助事業者が、前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第14条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所、法人名又は代表者氏名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

（その他）

第15条 その他、事業の実施にあたり必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成31年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月13日から施行して、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年3月23日から施行する。

別表（第3条関係）

1 事業区分	2 補助対象施設	3 補助基準単価	4 単位	5 補助率	6 補助対象経費
国土強靱化対策と一体的に行う大規模修繕等支援事業	次の広域型施設等であって、当該施設等において「高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業」、「高齢者施設等の水害対策強化事業」及び「高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業」を実施するもの ア 特別養護老人ホーム イ 介護老人保健施設 ウ 介護医療院 エ 軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) オ 養護老人ホーム	29,260千円の範囲内で知事が認める額	施設数	2/3	防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等（高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業については、事業所及び施設等の自家発電設備の設置に必要な備品購入費（備品設置に伴う工事請負費、運搬費を含む。）を含む。）をいい、その額は、工事費又は工事請負費の
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業	次の広域型施設等 ア 特別養護老人ホーム イ 介護老人保健施設 ウ 介護医療院 エ 軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) オ 養護老人ホーム	知事が認める額	施設数	3/4	本費及び設計監督料等（高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業については、事業所及び施設等の自家発電設備の設置に必要な備品購入費（備品設置に伴う工事請負費、運搬費を含む。）を含む。）をいい、その額は、工事費又は工事請負費の
高齢者施設等の水害対策強化事業	次の広域型施設等 ア 特別養護老人ホーム イ 介護老人保健施設 ウ 介護医療院 エ 軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) オ 養護老人ホーム	知事が認める額	施設数	3/4	本費及び設計監督料等（高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業については、事業所及び施設等の自家発電設備の設置に必要な備品購入費（備品設置に伴う工事請負費、運搬費を含む。）を含む。）をいい、その額は、工事費又は工事請負費の
高齢者施設等の給水設備整備事業	次の広域型施設等 ア 特別養護老人ホーム イ 介護老人保健施設 ウ 介護医療院 エ 軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) オ 養護老人ホーム	知事が認める額	施設数	3/4	本費及び設計監督料等（高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業については、事業所及び施設等の自家発電設備の設置に必要な備品購入費（備品設置に伴う工事請負費、運搬費を含む。）を含む。）をいい、その額は、工事費又は工事請負費の

<p>高齢者施設等のブロック塀等改修整備事業</p>	<p>次の広域型施設等 ア 特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(利用定員に関わらない) イ 上記以外の老人短期入所施設 ウ 介護老人保健施設 エ 介護医療院 オ 軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) カ 養護老人ホーム キ 有料老人ホーム ク 通所介護事業所 ケ 老人福祉センター(A型・特A型・B型) コ 老人福祉施設付設作業所 サ 老人介護支援センター(在宅介護支援センター) シ 在宅複合型施設</p>	<p>知事が認める額</p>	<p>施設数</p>	<p>3/4</p>	<p>2. 6%に相当する額を限度額とする。 ただし、別の負担(補助)金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。</p>
<p>高齢者施設等の換気設備整備事業</p>	<p>次の広域型施設等 ア 特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設(利用定員に関わらない) イ 上記以外の老人短期入所施設 ウ 介護老人保健施設 エ 介護医療院 オ 軽費老人ホーム(ケアハウス・A型・B型) カ 養護老人ホーム キ 有料老人ホーム</p>	<p>4千円の範囲内で知事が認める額</p>	<p>補助対象面積</p>	<p>10/10</p>	

(注1) 補助を受けようとする施設・事業所等が指定都市及び中核市を除く県内に所在するものに限る。

(注2) 「高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業」及び「高齢者施設等の給水設備整備事業」については、補助対象経費の実支出予定額が5,000千円を下回る場合、交付基準単価は0円として取り扱う。